

令和7年度事業報告書

1 運営事項

(1) 理事会の開催

令和7年度は、理事会が、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により3回開催され、総会・理事会に関連する事項、定款の改正、運営細則の改正、個人情報の保護に関する規程の改正、調停手続事業（ADR）に関する規程の改正、相談室代表の交代、正会員の入会、業務執行理事による業務執行状況報告等が承認された。

定款第37条によるみなし決議については1回開催され、正会員の入会が承認された。

(2) 正会員、特別会員及び賛助会員の増減について（資料1）

令和8年4月1日現在の正会員数は266人（令和7年4月1日現在250人）、特別会員数は752人（同732人）、賛助会員は227人（同227人）、会員合計1,245人（同1,209人）となっている。

なお、法人会員数は10法人（同11法人）である。

(3) 財政事情

一部の相談室を除いて親子交流支援事業や後見事業を中心に事業収益が増えた。また、千葉相談室及び東京相談室において高額な遺贈を受けたこと等により、経常収益が前年度より約7千万増加し、経常収益計は約3億6千万円となった。いずれの遺贈も見守り契約を結んでいた当事者から公正証書遺言によって本法人へ遺贈されたものであり、日頃からの地道で誠意ある事業活動の結果と言える。

一方、事業活動の活発化に伴い、人件費が大幅に増加した。また、一昨年に千葉相談室の事務所が移転したことに伴って備品費や賃借料が増加したが、今年度は一段落した。さらに、個人情報の保護に関するコンサルタント会社との契約は、プライバシーマークの更新を考慮しないコースでの更新を行った。

これらの結果、令和7年度の当期一般正味財産増減額は最終的に約6千9百万円となり、昨年と比較して6千6百万円余りの大幅な増額となった。

令和7年度の増収は、後見事業の地道で誠実な活動によって当事者からの信頼を得て遺贈に繋がったことから、誠実な事業の推進に励みとなるものである。ただし、この増収は単発一時的なものであることから、今後も、(1)事業の活性化、(2)利用料金の見直し、(3)賛助会員を含めた新規会員の獲得などにより地道な収益の増加を図るとともに、(4)人件費の見直し、(5)通信費、(6)備品費の見直しなどを含めた様々な観点から経費の削減を検討する必要がある。

(4) 管理運営

ア 事業検討委員会、業務執行役員会

事業検討委員会は、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により、ほぼ毎月実施され、必要事項の協議を行ったほか、本部、各相談室、東京相談室各事業部及び養育費・親子交流相談支援センターからの報告を受けて情報の

共有に努めた。また、事業検討委員会での検討結果を各相談室に共有した。

拡大業務執行役員会は、事実上、財政健全化PTとして、令和7年度に6回実施した。法人財政に関する分析、寄付及び会員拡大の方策、事業の拡大の方策、事業の手数料の値上げ、全体経費の内容、プライバシーマークの継続の適否、個人情報取扱いに関するコンサルタント会社との契約の要否、人件費の確保、各相談室の手当の実態、全体経費の各相談室への分担などが検討された。

イ 事務長事務打合せ

全国相談室の事務長事務打合せは、令和7年10月及び12月、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。(1)本法人全体の運営に係る経費（全体経費）の各相談室の分担額、(2)各相談室の事業の手数料及び会員手当、(3)会員獲得の方策、(4)試行的親子交流の取扱い方法、(5)改正民法の施行に伴う自治体との連携、などが議論された。(1)については、今年度も全相談室の合意を得て分担金を決定した。

ウ 親子交流支援担当者連絡会

各相談室において親子交流支援を担当する支援者の連絡会は、令和7年7月及び令和8年1月、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。内容は、(1)改正民法の規定に基づく親子交流の試行的実施への対応について、(2)家裁、他の支援機関や自治体との連携について、(3)支援方法やスキルアップの方策などについて協議を行った。

エ 会計担当者事務打合せ

各相談室において会計事務を担当する会員との事務打合せは、令和7年7月及び11月に、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。内容は、各相談室における事務処理上の諸問題等について意見交換を行った。

オ 各相談室の事業運営

各相談室とも、定例会議を実施し、相談室通信等を作成、配布し、所属の会員のみならず、全国の相談室への情報発信も積極的に行っている。

各相談室から本部宛に送信される定例報告は、シノロジーの各相談室共有フォルダに保存し、全相談室から閲覧可能となっている。

2 事業内容（資料2）

(1) 本部事業

ア 家庭問題情報誌「ふぁみりお」の発行配布

日本宝くじ協会の助成を受け、家庭問題情報誌「ふぁみりお」を全国約3千の関係機関、個人等に年に3回、累計84,000部を無料配布し、ホームページにも掲載した。令和7年度は、6月に95号を、10月に96号を、令和8年1月に97号を発行した。

95号の記事の内容は、〈令和家族考〉として会員の綿引穰氏（元公証人）に「公正証書遺言をめぐる諸問題」を、〈アラカルト〉として公益財団法人矯

正協会矯正研究室菅野哲也上席研究員に「少年院の職員と在院生のつながり方ーそれぞれの時代を反映してー」を、〈海外トピックス〉として大阪大学大学院人間科学研究科三谷はるよ准教授に「小児期逆境体験（ACE）の研究と実践の動向」を、それぞれ執筆していただいた。

96号は、〈令和家族考〉として元衆議院議員水島広子精神科医師に「傷つけ合うことのない、前向きな対人関係のコツ」を、〈アラカルト〉として本法人編集部「子の引渡しの強制執行におけるFPICの関与ー円滑な引渡しの実現と対象となる子の福祉のためにー」を、〈海外トピックス〉として三重大学人文学部稲垣朋子准教授に「ドイツにおける児童虐待をめぐる法制度について」を、それぞれ執筆していただいた。

97号は、〈令和家族考〉として法務省民事局北村治樹民事第二課長（元民事局参事官）に「民法等の一部を改正する法律（家族法制の見直し）の概要及び施行に向けた準備状況について」を、〈アラカルト〉として白梅学園大学子ども学部福丸由佳教授に「日・米・オランダにみる、離婚後の子どもと親を支える心理支援」を、〈海外トピックス〉として東京国際大学人間社会学部小田切紀子教授に「海外の離婚後の子の養育計画の概要と日本の課題についてーその1」を、それぞれ執筆していただいた。

イ 定期的掲載原稿

日本加除出版㈱発行の『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会発行の『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリングルーム」等のコラム欄を会員が分担して執筆した。

ウ 啓発図書の出版・販売

令和7年度には、法人として新しく出版した刊行物はないが、会員3名が共著し、本法人が編者となった（監修棚村政行早稲田大学名誉教授）「親子交流支援者ハンドブック」が日本加除出版㈱から出版された。

従前から引き続いて販売、頒布しているものは次のとおりである。

- ①「面会交流支援の現状と課題Ⅱ」平成30年、大阪相談室（1,500円税込）
- ②「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築ー面会交流の実情と考察ー」（一般財団法人司法協会助成の調査研究報告書）平成28年、（司法協会の了解を得て販売1,000円税込）
- ③「子どもが主人公の面会交流ー離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物ー」平成24年（324円税込）
- ④「親の離婚を経験した子どもの成長に関する調査研究」（一般財団法人子ども未来財団平成24年度児童関連サービス調査研究等事業）平成24年（590円税込）
- ⑤「離婚した親と子どもの声を聴くー養育環境の変化が子どもに及ぼす影響ー」平成17年（800円税込）

エ 広報

- ① 令和7年度、マスコミなどからの取材が全国で22件あり、昨年度23件と

ほぼ同数だった。

- ② 各相談室においてホームページを作成しているが、近年はホームページが情報発信の起点となっていることから、一層の工夫が必要である。本部のホームページには「御支援のお願い」ページを設けて、本法人の運営方針を紹介しつつ、寄付や賛助会員の募集記事を掲載した。その上で、ホームページ上で寄付や賛助会員入会の申込みができるように入力フォームを改修したことにより、これを利用した申込みが徐々に増えている。
- ③ 情報公開規程に基づき、定款、運営細則、各種規程、役員名簿、財務諸表等をホームページに掲載して一般の閲覧に供している。

オ 個人情報保護

個人情報保護に関する社会的な信頼を高めるため、令和5年3月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得し、令和7年3月に第1回目の更新を行った（登録番号第10940051号）。

本法人は、社会的な信頼の上に成り立っており、個人情報の取扱いについては、会員各人が認識を高め、安全で確実な事務を行う必要がある。

なお、更新後の契約期間は令和7年3月1日から同9年2月28日までであり、同マークの費用対効果を考慮してきたところであるが、経費削減の観点、更新のために多大な労力を要する観点なども考慮し、今後の継続の適否を検討する必要がある。

(2) 相談事業及び調停手続事業（ADR）

ア 相談事業

面接相談は410件で、前年度385件からやや増加し、電話相談は1,711件で、前年度1,982件より14%減少した。親子交流に関する相談件数については、773件であり、前年度819件よりやや減少した。

全ての相談件数を合計すると2,894件となり、前年度3,186件より292件、約9%の減少となった。一昨年は、NHKで相談先として紹介されたことによる一時的な増加が認められたが、これが一段落した結果といえよう。また、東京相談室では令和8年1月から、電話相談の時間を午後1時からとして短縮したことによる減少と考えられる。

イ 地方公共団体等からの委託事業（資料2の別表）

東京相談室は自治体や関係機関等7か所から、大阪相談室は自治体や関係機関等9か所から、千葉相談室は2か所から、宇都宮相談室は小山市から、広島相談室は2か所から、横浜相談室は（社福）乳児保護協会から、松山相談室は松山市から、盛岡相談室は盛岡市から、それぞれ事業委託を受け、相談員や講師の派遣を行っている。また、東京相談室及び広島相談室は相談員の派遣だけでなく、離婚前後の親支援講座の実施についても受託している。

東京相談室では令和5年度から石川県の事業を受託しているが、この事業に含まれる親子交流に関する相談は、当事者及び相談員にオンラインで対応する新たな形式であり、今後の委託事業の支援モデルとなり得る。

ウ 調停手続事業（ADR）

令和7年度の受理件数は、東京相談室、大阪相談室及び名古屋相談室合計で39件であり、前年度33件より増加した。

なお、令和5年度にオンライン調停を可能とする規定の改正を行い、態勢も整えたことから、徐々に利用者が増えている。

(3) 親子の交流支援事業

ア 各相談室における親子交流支援事業

令和7年度の新受件数は全相談室で283件であり、前年度332件から15%減少した。一方で、旧受件数は1,021件であり、前年度995件からやや増加している。その結果、支援回数は6,927回となっており、前年度6,924回とほぼ同数となっている。1件当たりの年間支援回数は概ね5.3回であり、前年度5.2回とさほど変化がない。支援の長期化への対応やステップアップが課題となっている。

また、各相談室では支援者の負担に見合った支援料の値上げを検討しているところ、大阪相談室及び名古屋相談室では、利用者の収入を考慮した料金体系を工夫している。東京相談室及び横浜相談室では令和6年度中に支援費の値上げを実施し、特に混乱なく経過している。他の相談室においても更新料を新たに設定したり、利用料の値上げを検討している。

さらに、東京相談室、名古屋相談室、新潟相談室及び松山相談室等ではオンラインによる親子交流支援も実施している。

なお、利用者からのクレームが増えており、支援担当者が対応に苦慮する事例も少なくないことから、相談室全体で情報を共有する態勢作りが必要である。

イ 地方公共団体等からの親子交流支援事業の受託

東京相談室、大阪相談室及び千葉相談室は、それぞれ、自治体や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関から親子交流支援事業の委託を受けている。

(4) 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

ア 後見事業

後見事業の新受件数は全相談室合計で23件であり、前年度12件から倍増した。このうち19件は千葉相談室が受理したものである。旧受件数は210件であり、前年度213件とほぼ同数。既済が21件であり、前年度15件から増加している。

千葉相談室では家庭裁判所や社会福祉協議会との連携が円滑であり、これが新受件数の増加に結びついている。千葉相談室以外では新受件数は極めて少ない傾向にあるが、当事者対応が困難な事例が増加し、長期化する事案も増えていることから、担当者に対する指導、助言やサポート態勢を充実させることが課題である。

イ 公正証書遺言者への支援事業

公証役場への証人推薦件数は、全相談室合計が9,190件であり、前年度9,100件とほぼ同数となり、増加傾向が続いている。

各相談室とも証人候補者となる会員に対する研修を実施し、公証役場や遺言作成者からの信頼を損なうことのないように対策を講じる必要がある。

(5) 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定

人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

ア 家庭問題に関する調査・研究事業

各相談室は、相談、親子交流支援及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

イ セミナー事業

東京相談室では令和7年11月、「成年後見」についてのセミナーを実施し、合計39名の参加を得た。

ウ 講師・鑑定人の推薦事業

- ① 講師派遣は全相談室合計73件であり、前年度36件から大幅な増加となった。改正民法の施行が間近に迫り、離婚後の親子の交流、養育費確保等に関する改正点の解説に関する依頼が増加したものと考えられる。
- ② 令和7年度の鑑定人の推薦依頼はなかった。刑事弁護人からの相談（コンサルテーション）もなかった。

エ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦

全相談室合計で18件であり、前年度25件から28%減少した。内容はほとんどが執行補助者としての依頼だった。執行官等が執行補助者に対する理解を深めたことにより、本法人への期待が高まっているものの、依頼件数は減少している。

なお、ハーグ条約に基づく子の返還を実現するための子の引渡しの強制執行については依頼がなかった。

(6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

ア 養育費・親子交流相談支援センター事業（資料3）

養育費・親子交流相談支援センター事業は、令和5年度からこども家庭庁に移管され、「養育費・親子交流相談支援事業」と名称変更して、令和7年度も一般競争入札により受託した。

主要な事業内容は、①自治体の相談員等に対する相談支援、②ひとり親家庭や離婚を考えている当事者に対する相談支援、③自治体の相談員等に対する研修、④ホームページ、セミナー等による広報・情報提供などである。

このうち、①及び②の相談事業については、令和7年度の電話相談及びメール相談の総件数が4,783件となり、令和6年度の4,211件に比して、572件、13.4%の増加となった。また、チャットボットの利用総数が9,015件となり、令和6年度の6,770件に比して、2,245件、13.3%の増加となった。相談内容の内訳（複数回答総数5,761件）を見ると、増加が目立ったのは「親子交流」で、令和6年度の順位3位から、1位の「請求手続」、2位の「養育費算定」を抜いて、令和7年度は順位1位となった。

また、③研修等事業及び④情報提供事業においては、改正民法に絡む相談に備え、各種研修会で、改正民法の概要の説明や養育費及び親子交流の改正に関する最新情報を提供し、研修内容にも織り込んで意見交換を行った。なお、研修については、その多くを集合型とオンライン型を同時に進行するハイブリッド型で開催し、この型での研修会が定着している。

さらに、ニュース・レター第34号では、養育費等の相談支援に関する全国集会の講義録として、法務省民事局付による「家族法制の見直しに関する改正民法の解説」を掲載し、同第35号では、弁護士による「令和6年民法等改正における「養育費の履行確保に向けた見直し」及び「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」について」を掲載した。

イ ハーグ条約に係る親子交流支援事業

令和7年度も外務省からの受託団体の認証を得たが、同年度中に支援の依頼はなかった。

なお、令和8年度も外務省から受託団体としての認証を受けた。今後は、オンラインによる親子交流支援についても依頼があれば実施する予定である。

ウ 地方公共団体等関係機関からの委託事業

上記(2)のイに記載したとおり、地方公共団体や関係機関からの事業委託が増加している。家族法が改正されたことに伴い、自治体等が離婚やそれに伴う養育費・親子交流に関する相談や支援について益々関心を高めることが予想される。

また、自治体によっては、委託事業としての企画よりも、研修会や相談会の形態での講師派遣が手軽で依頼しやすいとの声もあることから、日頃から自治体の関係部署との連携が益々重要となっている。

F P I C 会員数 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	85	48	18	38	7	13	6	15	5	8	7	250
特別会員	317	69	75	72	28	23	5	103	22	22	30	732
賛助会員	20	37	13	3	7	65	28	0	23	29	2	227
合計	422	154	106	113	42	101	39	118	50	59	39	1209

注 法人特別会員は 1 1 団体

F P I C 会員数 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	83	55	18	45	7	15	6	16	5	8	8	266
特別会員	312	71	72	70	26	25	5	97	21	24	29	752
賛助会員	29	35	12	3	7	62	29	0	22	25	3	227
合計	424	161	102	118	40	102	40	113	48	57	40	1245

注 法人特別会員は 1 0 団体

資料 2

令和 7 年度相談室別事業統計 (2025. 4. 1～2026. 3. 31)

全ファミリー相談室

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	令和 7	令和 6
相談	面接	69	85	26	43	-	84	12	37	49	0	5	385
	電話	1, 164	0	92	0	7	267	42	0	30	27	1, 711	1, 982
親子交流	親子交流相談	363	0	125	0	39	170	-	0	76	-	773	819
	新受件数	108	47	21	28	13	5	3	27	9	10	283	332
	旧受件数	443	94	101	108	55	56	8	96	22	23	1, 021	995
	既済件数	134	62	31	24	6	11	5	26	9	9	319	298
	支援回数	3, 122	589	612	677	345	354	47	759	124	125	6, 927	6, 924
	事前相談件数	267	107	42	63	32	-	-	66	0	-	20	677
親ガイダンス	回数	20	0	-	-	-	6	-	6	0	-	32	31
	参加人数	158	0	-	-	-	20	-	12	0	-	190	195
ADR	新受件数	28	8	3	-	-	-	-	-	-	-	39	33
	旧受件数	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	9	3
	既済件数	25	9	3	-	-	-	-	-	-	-	37	27
	民事	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
鑑定	刑事	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
	刑事	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
講師派遣件数		34	5	0	26	0	0	1	3	0	2	73	36
	取材 (広報) 件数	4	12	2	0	0	0	2	0	0	2	22	23
セミナー	開催日 (人数)	11/1 (39)	24回 (20)	-	-	-	-	-	-	-	10/31 (28)	-	-
	新受件数	3 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (0)	-	-	-	1	-	-	23 (0)	12 (0)
後見 (未成年後見 は内数)	旧受件数	41 (4)	3 (0)	9 (0)	155 (1)	-	-	-	2	-	-	210 (5)	213 (6)
	既済件数	7 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (0)	-	-	-	1	-	-	21 (1)	15 (1)
証人推薦件数		2, 893	3, 091	448	945	61	287	-	1, 208	-	-	257	9, 190
	子の引渡し強制執行立会人又は補助件数	3	8	5	0	0	0	1	1	0	0	18	25

※1 本統計票は相談室における事業のみを記載し、委託事業については別紙に計上する。

※2 相談件数は、面接相談及び電話相談に分けて計上し、さらに親子交流相談を別カウントしている相談室のみ外数で計上する (東京のかるがも電話相談など)。

※3 親子交流の新受件数は、当該年度に新規契約に至ったと判断できた件数を計上する (支援契約が成立したとみなされれば、支援実施の有無を問わない。)。

※4 親子交流の支援回数は、新受・旧受・既済の別なく、また、支援の種類を問わず、支援を実施した回数を計上する。

※5 親子交流の事前相談 (事前面接・事前面談) は支援契約に係る内容であり、一般相談と別カウントしている相談室のみ、父母を個別に計上し、更新面談や中間面談は含めない。

※6 講師派遣件数は、相談室が自治体などからの依頼を受けて派遣した件数とし、養育費・親子交流相談支援センターからの派遣要請は別紙に計上する。

※7 後見件数は、成年後見と未成年後見を合わせて計上し、カッコ内に未成年後見を内数で計上する。

※8 証人推薦の件数は、依頼により証人を派遣した件数を計上する。

資料 2 別表 令和 7 年度 各相談室における委託事業統計（事業統計別紙）

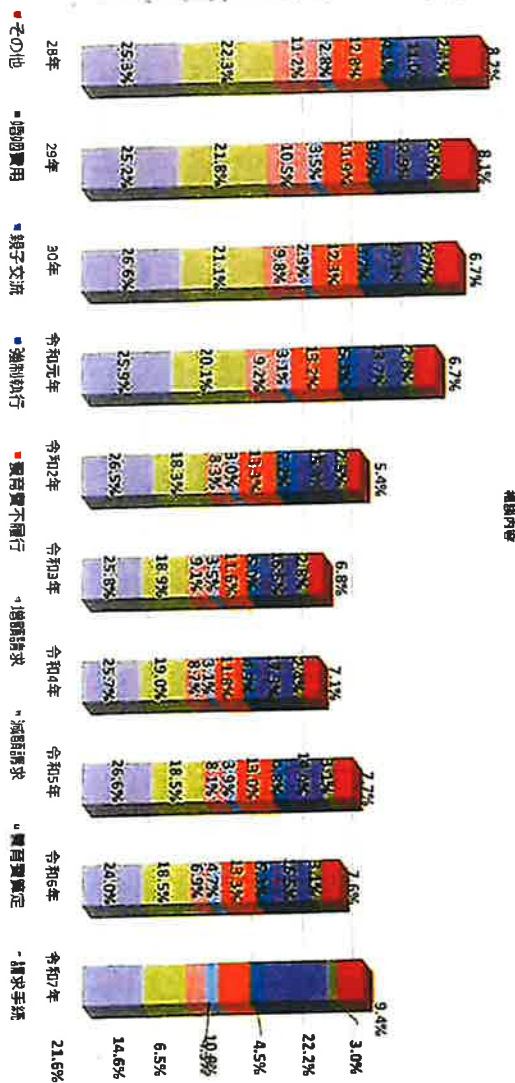
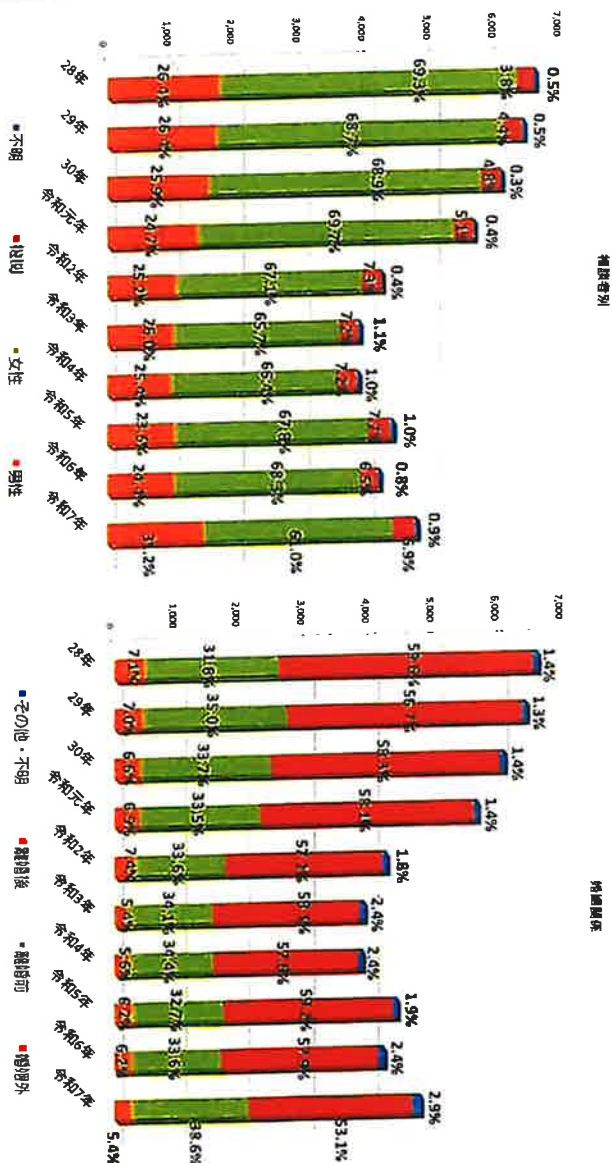
(東京ファミリー相談室)					(大阪ファミリー相談室)					(千葉ファミリー相談室)					(広島ファミリー相談室)				
委託元		委託事業			委託元		委託事業			委託元		委託事業			委託元		委託事業		
東京都ひとり親家庭支援センターはあと 飯田橋	親子交流支援事業	支援 件数	23 回数	88	豊中市母子養育補給会	(1)面会交流支援事業	支援 件数	5 回数	14	1 松戸市	家庭問題・スーパーバイザー	回数	8 参加人数	53	広島県ひとり親家庭等福祉連合会	離婚前後の親支援講座	回数	4 参加人数	31
2 東京都ひとり親家庭支援センターはあと 多摩	親子交流支援事業	支援 件数	21 回数	71		同上	(2)養育費等専門相談	回数	24 参加人数	47	2 松戸市	親子交流支援事業	支援 件数	4 回数		15	2 岡山市	養育費・面会交流相談事業	回数
3 ふじみ野市、西東京市、川口市、富士見市	家庭問題相談	回数	54 相談件数	132	2 池田市役所	養育費等専門相談	回数	12 参加人数	19	千葉県母子養育補給会	親子交流支援事業	支援 件数	17 回数	76					
4 石川県母子養育補給連合会	講師派遣	回数	3 参加	49	3 吹田市役所	養育費等専門相談	回数	12 参加人数	20										
	オンライン相談	回数	1 参加	1	4 八尾市社会福祉協議会	心配事相談	回数	46 参加人数	30	(宇都宮ファミリー相談室)					(横浜ファミリー相談室)				
					5 神戸市母子福祉たちばな会	養育費等専門相談	回数	60 参加人数	124	委託元		委託事業			委託元		委託事業		
(松山ファミリー相談室)					6 明石市役所	(1)面会交流支援事業	支援 件数	0 回数	23	1 小山市	家庭内困りごと相談	支援 回数	10 支援件数	25	1 (社福) 乳児保護協会	相談員派遣事業	回数	13	
					同上	(2)養育費等専門相談	回数	12 参加人数	23										
委託元		委託事業			7 尼崎市役所	面会交流支援事業	支援 件数	5 回数	20										
1 松山市	離婚前後の親支援相談会	回数	2 参加	15	8 奈良県庁	養育費等専門相談	回数	24 参加人数	41										
					9 滋賀県母子福祉のぞみ会	養育費等専門相談	回数	10 参加人数	25										

相談者別	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	総 計
男性	1,741	1,690	1,573	1,400	1,070	1,014	884	1,041	1,028	1,483	13,034
女性	4,567	4,404	4,185	3,945	2,850	2,564	2,578	2,890	2,876	2,916	33,875
合 計	253	282	294	290	311	281	281	340	273	329	2,934
不明	31	35	19	25	15	43	37	42	34	45	326
	6,592	6,411	6,071	5,660	4,246	3,902	3,880	4,413	4,211	4,783	50,169

相談内容	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	総 計
婚姻外	489	450	403	391	318	209	219	272	259	258	3,246
離婚前	2,098	2,247	2,045	1,897	1,427	1,330	1,333	1,445	1,413	1,848	17,081
離婚後	3,831	3,632	3,541	3,291	2,427	2,260	2,235	2,611	2,437	2,598	28,912
その他・不明	94	82	82	81	76	94	93	85	102	141	930
	6,592	6,411	6,071	5,660	4,246	3,902	3,880	4,413	4,211	4,783	50,169

※ 相談内容については複数回答

相談内容	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	総 計
請求手続	2,017	1,861	2,001	1,833	1,468	1,236	1,206	1,434	1,228	1,246	15,630
養育費算定	1,780	1,696	1,588	1,422	1,015	902	882	985	949	840	12,080
養育費請求	987	820	733	682	480	437	411	434	355	376	5,575
増額請求	222	270	220	221	164	168	145	208	240	250	2,108
養育費不履行	1,022	824	927	934	738	555	555	701	682	621	7,660
強制執行	324	276	280	378	397	237	230	258	273	257	2,910
親子交流	880	1,000	1,082	972	855	792	813	774	843	1,278	9,288
婚姻費用	186	204	204	198	138	135	112	167	157	174	1,878
改正民法										177	177
その他	653	829	500	472	301	323	335	414	389	542	4,558
	7,984	7,780	7,516	7,082	5,537	4,785	4,689	5,385	5,116	5,791	61,645



相対費別	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
男性	26.4%	26.4%	25.9%	24.7%	25.2%	26.0%	25.4%	23.6%	24.4%	31.2%
女性	69.3%	68.7%	68.9%	69.7%	67.1%	65.7%	66.4%	67.8%	68.3%	61.0%
総計	3.8%	4.4%	4.8%	5.1%	7.3%	7.2%	7.2%	7.7%	6.5%	6.9%
不掲	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.4%	1.1%	1.0%	1.0%	0.8%	0.9%

	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総額前年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総額外	7.1%	7.0%	6.6%	6.9%	7.4%	5.4%	5.6%	6.2%	6.2%	5.4%
総額前	31.8%	35.0%	33.7%	33.5%	33.6%	34.1%	34.4%	32.7%	33.6%	38.6%
総増減	59.6%	56.7%	58.3%	58.1%	57.2%	58.1%	57.6%	59.2%	57.9%	53.1%
その他・不掲	1.4%	1.3%	1.4%	1.4%	1.8%	2.4%	2.4%	1.9%	2.4%	2.9%

	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
相対内容	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
請求手戻	25.3%	25.2%	26.6%	25.9%	26.5%	25.8%	25.7%	26.6%	24.0%	21.6%
償却費特定	22.3%	21.8%	21.1%	20.1%	18.3%	18.9%	19.0%	18.5%	18.5%	14.6%
減価償却	11.2%	10.5%	9.8%	9.2%	8.3%	9.1%	8.7%	8.1%	6.9%	6.5%
減価償却	2.8%	3.5%	2.9%	3.1%	3.0%	3.5%	3.1%	3.9%	4.7%	4.3%
償却費不実行	12.8%	11.9%	12.3%	13.2%	13.3%	11.6%	11.8%	13.0%	13.3%	10.8%
設備執行	4.1%	3.5%	3.7%	5.3%	7.2%	5.0%	4.9%	4.8%	5.3%	4.5%
電子交換	11.0%	12.9%	14.1%	13.7%	15.4%	16.6%	17.3%	14.4%	16.5%	22.2%
設備費用	2.4%	2.6%	2.7%	2.8%	2.5%	2.8%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%
員数改正										3.1%
その他	8.2%	8.1%	6.7%	6.7%	5.4%	6.8%	7.1%	7.7%	7.6%	9.4%